

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

個人スポンサー規程

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「当連盟」という。)の加盟団体登録選手(以下「選手」という。)で JOC 強化指定、もしくは JBLSF 指定の認定を受けた選手が締結する、スポンサーシップ契約およびマネジメント契約、ならびに受領する寄付に関して定めることを目的とする。

第2条 (定義)

本規程で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

1 スポンサーシップ契約

選手個人に対し、選手の競技生活(競技会等への参加およびこれに付随する行為も含む。)に関し、物品や金銭(但し、選手が雇用契約等を締結し労働者として所属する企業等から提供される賃金は除く。)を提供する契約をいう。

2 マネジメント契約

以下の列挙する選手の商業的活動に関し、選手を代理して第三者と契約の締結、交渉、折衝、協議、事務連絡、その他調整行為等の業務をおこなうための契約をいう。

- (1) テレビおよびラジオその他第三者の主催するイベントへの出演
- (2) 映画、ビデオグラム、およびインターネット配信、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末への配信等自動公衆配信を予定したコンテンツへの出演
- (3) 新聞、雑誌およびその他出版物への出演
- (4) 第三者の広告・宣伝への出演、スポンサー企業のロゴを付けた用具やウェアを使用すること
- (5) 第三者の広告・宣伝における選手等の氏名、登録名、ニックネーム、経歴、肖像、筆跡、手形、実演等の利用の許諾
- (6) 第三者から用具の供給を受けること
- (7) その他一切のスポンサーシップ獲得活動
- (8) 第三者の商品・サービス等への選手等の肖像等の利用の許諾

第3条 (スポンサーシップ契約等の締結等の自由および制限)

選手は、スポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約を締結し、または第三者から競技会等の活動に関する寄付を受けることができる。但し、選手は、以下の事由を遵守しなければならない。

- 1 スポンサーシップ契約およびマネジメント契約の相手方ならびに寄付者が暴力団等反社会的団体やそれに所属するものであってはならない。
- 2 選手としての品位を害する行為及び選手や競技のイメージを下げるような行為をスポンサーシップ契約およびマネジメント契約の内容ならびに寄付の条件としてはならない。
- 3 スポンサーシップ契約およびマネジメント契約の内容ならびに寄付の条件は、当連盟、国際ボブスレー・スケルトン連盟および国際リュージュ連盟(以下「国際連盟」という。)の定款および会則その他の規則に違反してはならず、また、当連盟、国際連盟の利益を害してはならない。
- 4 スポンサーシップ契約およびマネジメント契約の内容ならびに寄付の条件は、選手の競技や練習への参加を阻害したり、競技活動や体調管理に悪影響を与えるものであってはならない。
- 5 用具やウェアにスポンサー企業のロゴを付する場合、各種国際規約および国内規約に抵触しない範囲で行い、原則として付着するロゴは2つまでとする。ロゴを付着するにあたっては当連盟に申請し承認されることを必要とする。ロゴの付着に関するルール及び手順は別紙のとおりとする。

第4条（当連盟に対する報告義務）

選手は、選手が受領する金銭の金額にかかわらず、スポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約を締結し、または第三者から競技活動に関する寄付を受けた場合、当連盟に対して、速やかにその契約内容または寄付の条件を報告しなくてはならない。

第5条（当連盟のスポンサー若しくはサプライヤーとの競合禁止）

選手は、当連盟が契約しているスポンサー若しくはサプライヤーと競合する第三者との間で、スポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約を締結してはならない。また、選手が第三者との間でスポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約を締結後に、当連盟が契約しているスポンサー若しくはサプライヤーと競合する事態が生じた場合、当連盟のスポンサー若しくはサプライヤーが優先されるものとする。

第5条（手数料等）

当連盟は、選手に対し、パーソナルスポンサー契約に関し、手数料等を請求しない。

第6条（許諾抵触の防止義務）

選手が、第三者との間でスポンサーシップ契約またはマネジメント契約を締結し、第三者から競技活動に関する寄付を受ける場合は、当該第三者に対して本規程を提示し、本規程の条項との抵触を防止しなければならない。

第7条（その他）

選手と第三者との間の問題・紛争については当事者間で解決するものとし、当連盟は一切の責任を負わない。もっとも、選手は、スポンサーシップ契約もしくはマネジメント契約に関し第三者との間で問題・紛争が生じた場合には速やかに当連盟に報告するものとする。

附則

この規程は2021年(令和3年)6月1日から施行する。